

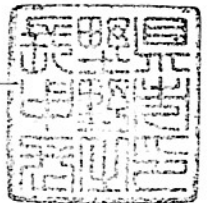


20 第 2328 号  
平成 20 年 8 月 21 日

中野市国民健康保険運営協議会

会 長 三 井 寛 様

中野市長 青木



中野市国民健康保険出産育児一時金の改定について（諮問）

中野市国民健康保険出産育児一時金について、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

項 目	現 行	改 定 後
出産育児一時金	3 5 万円	3 8 万円

2 施行期日

平成 21 年 1 月 1 日とする。

## 出産育児一時金の引き上げについて

出産育児一時金の引き上げについては、本年度の繰り出し通知において平成21年1月からの35万円から38万円に引き上げが示唆されたところです。

これは、自民党の医療紛争処理のあり方検討会において、産科医療補償制度の財源として、制度創設の時期（平成21年1月1日（予定））に合わせて、産科医療補償制度の保険料の水準（※）を踏まえ、出産育児一時金について3万円の引き上げを行う（35万円→38万円）方針が示されたことを踏まえたものです。

（※）保険料の水準については、必要となる補償額を確保するため、脳性麻痺の発生率や事務コスト等を踏まえて3万円程度とされている。

なお、産科医療補償制度については、現在その保険内容について金融庁に申請中のことであり、その認可がなされた時点で正式に事業実施が決定されるものと聞いております。

国保課からの正式なお知らせについてはそれ以後を予定しており、具体的には12月議会に間に合うよう条例参考例を発出する予定です。

なお、健康保険法施行令の改正については、具体的な予定はたっており、少なくとも施行日（1月1日）前の交付を予定しているとのことです。